

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 5 号

◎精神障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（施行日：2025 年 12 月 1 日）

精神障害者旅客運賃割引規則（令和 6 年 12 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 11 号）の一部を次のように改正し、2025 年 12 月 1 日から施行する。

2025 年 11 月 27 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 2 条第 1 号を次のとおり改める。

(1) 紙様式（例）

(裏表紙)

備考

注 1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
注 2) 更新の申請は、有効期限の 3 か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障害者手帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)

3 cm

4 cm

写真
ベスト半裁

氏名

住所

生年月日

障害等級

手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額

第一種・第二種

(内面右)

交付日

有効期限

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県（指定都市）名

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の保健福祉手帳

(注意 1) 縦 9cm × 横 6cm を標準とすること。
(注意 2) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

第2条第2号を次のとおり改める。

(2) カード様式

(表)

27.5mm	22mm	障害者手帳				12mm	2mm
		氏名					
	写真	住所					
		生年月日	年	月	日		
		障害等級					
		手帳番号				号	
		交付日	年	月	日		
		有効期限	年	月	日		
		旅客鉄道株式会社等	都道府県		印	53.98mm	
		旅客運賃減額 第一種・第二種 (指定都市)	名				
85.60mm							

(注意) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新	(更新)
(更新)	(更新)
備考	
注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。	
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	